

令和 5 年度随時監査及び行政監査報告書

第 1 監査の種別

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 5 項の規定による随時監査及び行政監査

第 2 監査の実施日

令和 6 年 1 月 23 日 (火)

第 3 監査の対象

定例監査実施時において調書の提出を求めた一契約あたり金額 100 万円以上の事業の中から次の事業を選定し監査を実施した。

- ・ 双葉ふれあい文化館外壁改修工事【生涯学習文化課】

第 4 監査の方法

工事については、工事現場に赴き、関係職員より施設の概要と工事の目的や一連の事業に関する説明を受け、質疑を通して施工状況等を確認し調査を実施した。

第 5 対象工事の概要

双葉ふれあい文化館外壁改修工事

- ・ 請負金額 当 初 55,220,000 円
(消費税含) 増 額 1,778,700 円 (防音シートに変更したため)
変更後 56,998,700 円
- ・ 工 期 令和 4 年 9 月 9 日～令和 5 年 3 月 24 日 (当初)
令和 4 年 9 月 9 日～令和 5 年 9 月 29 日 (変更)
- ・ 請負業者 名 称 株式会社 樋川建築
住 所 甲斐市竜王 1254
- ・ 工事概要
 - ・ 既存の外壁撤去工事
 - ・ 外壁改修工事

第 6 監査の結果

今年度の監査対象とした事業については、適正に執行されていることを確認した。

第7 まとめ

双葉ふれあい文化館は、平成7年に建築され、大ホールや会議室等があり、主に市民団体等の生涯学習・文化活動の拠点として利用されている。また、市民以外にも利用が可能であり、音楽や芸能発表など多岐にわたる事業が開催されている。

なお、双葉ふれあい文化館は図書館との複合施設であるが、平成20年より図書館を除き指定管理施設となっている。今後は図書館の公共施設個別施設計画による将来的な集約化等の施設のあり方や運営形態の検討に併せて、双葉ふれあい文化館の施設のあり方等についても検討する必要がある。また、建築から30年近く経過しており、舞台装置の更新等は既に実施されているが、設備の計画的な老朽化対策が長期的な課題となっている。利用者の安全確保に努めながら効率的に施設の維持管理をされたい。

令和6年2月1日

甲斐市代表監査委員 小林 春 男

甲斐市監査委員 平 賀 和 久

甲斐市監査委員 内 藤 久 歳